

正 会 員 加 入 方 法

特定非営利活動法人 全国資産に関する相談センター

- 1 . 個人会員 ・ 法人会員
- 2 . 正会員氏名 法人名及び代表者名
- 3 . 正会員住所 法人所在地
- 4 . 連絡先 電話及びF A X 番号
- 5 . E m a i l
- 6 . 住民票 法人登記簿謄本
- 7 . 所属
- 8 . 保有資格
税理士・公認会計士・弁護士・司法書士・弁理士・A F P ・ C F P
2 級 F P 技能士・1 級 F P 技能士・行政書士・2 級建築士・1 級建築士
宅地建物取引主任・証券アナリスト・不動産鑑定士・社会保険労務士
中小企業診断士・土地家屋調査士・M B A ・ D C アドバイザー
- 9 . 得意分野・専門分野
- 1 0 . 入会動機

正 会 員 倫 理 規 定

特定非営利活動法人 全国資産に関する相談センター

第1条 会員は、遵法精神に基づき、本法人の定款に定められた特定非営利活動促進法の活動項目に従って、顧客の利益を最大限に考慮し包括的なアドバイスを行なわなければならない。

第2条 会員は、資格・認可が必要とされる業務については、法の定める資格・認可を保有する者と、共同で顧客の問題解決に対応しなければならない。

第3条 会員は、顧客の知識・経験を把握し、それに応じた適切なアドバイスを行なわなければならない。

第4条 会員は、顧客にとって有益なアドバイスが可能なように、常に情報収集に努め、その知識及び伝達能力を研鑽しなければならない。

第5条 会員は、本法人及び他の会員の信用を傷つけたり、不名誉な心象を与えるような行為を行なってはならない。

第6条 会員は、本法人が定めた費用等の負担金を本法人に支払わなければならない。

第7条 会員は、本規定及びその他の本法人が定める規定・規則を誠実に遵守し、他の会員との交流を深め、本法人の発展に寄与しなければならない。